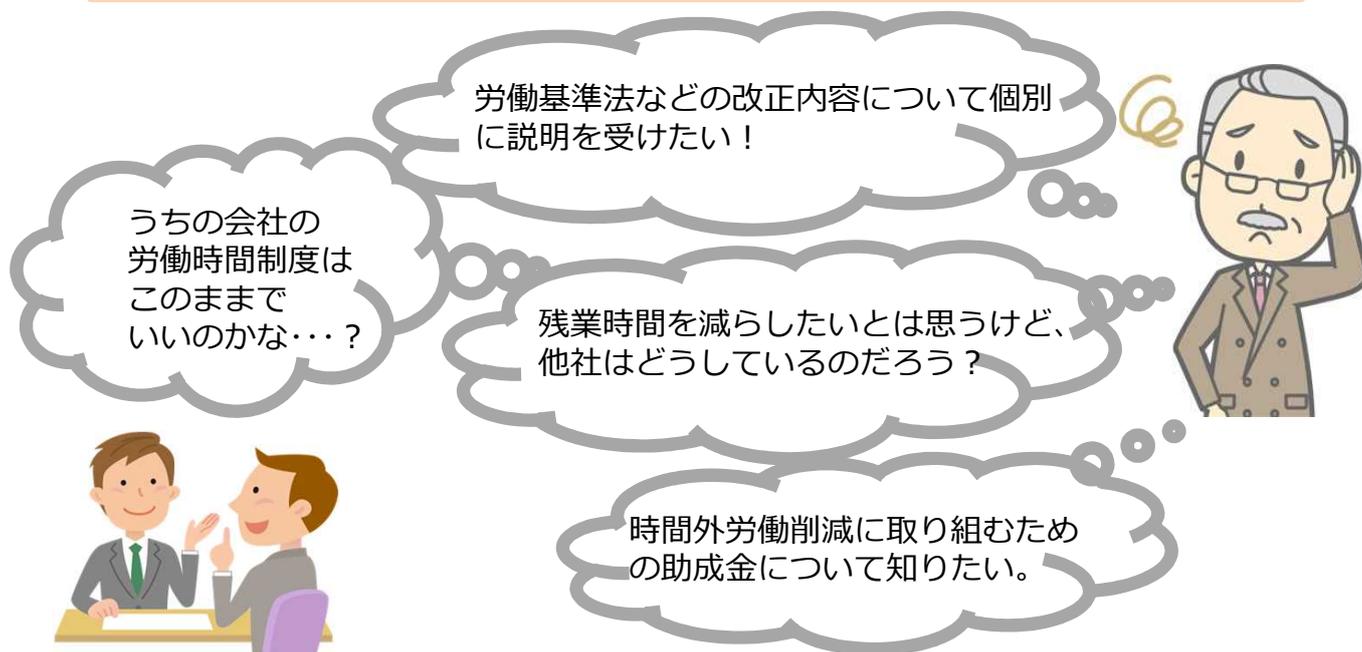


「働き方改革」への取り組みを支えるため 相談・支援班が事業場を訪問し、 個別に説明いたします。

- ㊦ 労働基準法等の改正内容に関すること
- ㊦ 時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間制度全般
- ㊦ 変形労働時間制及びその手続等に関すること
- ㊦ 長時間労働の削減に係る好事例
- ㊦ 時間外労働等改善助成金に関すること

などから、ご希望の内容について説明します。



このようにお悩みではないですか？

個別訪問によるご相談をお受けしますので、裏面の「FAX送信票」にてご依頼ください。お気軽に電話でもお問い合わせください。

注) 訪問日・時間はご希望の日時から調整させていただきます。

この訪問は、法違反等を確認し是正・改善を求める監督指導ではありません。

松江労働基準監督署

所在地 〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎2階
電話番号 0852-31-1165 FAX番号 0852-31-1164
担当 第一方面(労働時間相談・支援班)

F A X 送 信 票

※送付状は不要です。このまま送信してください。

松江労働基準監督署 労働時間相談・支援班 行き
F A X 番 号 0 8 5 2 - 3 1 - 1 1 6 4
(FAX番号をお間違いないようご注意ください)

「労働時間相談・支援班の個別訪問による相談・支援」申込書

下記の申込書に必要事項を記載の上、FAX
(0852 - 31 - 1164)にてお申し込みください。

事業場名	
住所・電話	
担当者職氏名	
個別訪問希望年月日 (複数日の記載をお願いします)	
特に説明を受けたい事項 (項目の□にチェック)	<input type="checkbox"/> 労働基準法等の改正内容に関すること <input type="checkbox"/> 36協定を含む労働時間制度全般に関すること <input type="checkbox"/> 変形労働時間制及びその手続等に関すること <input type="checkbox"/> 長時間労働の削減に関する好事例 <input type="checkbox"/> 時間外労働等改善助成金に関すること <input type="checkbox"/> その他 (具体的に：
その他相談したい内容 (自由記入)	